放送番組の編集基準

株式会社アトス・インターナショナルならびに株式会社アトス・ブロードキャスティングは一般社団法人 衛星放送協会の放送基準に準拠し、下記のとおり各放送番組の編集を行います。

1. 基本的人権を尊重する。

- (1)人命を重視し、個人・団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
- (2)個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを尊重する。
- (3)人種・性別・職業などによって取り扱いを差別しない。

2. 民主主義の精神に立って社会秩序を尊重する。

- (1)順法の精神を尊び、いたずらに不安を煽ることを排する。
- (2) 政治及び政治に関わる事項並びに社会問題については、慎重に取り扱い、公正な立場を守る。
- (3)人種・民族・国家に関することを取り扱う場合は、その感情を尊重する。

3. 児童及び青少年の人格形成に対する影響を考慮し、健全な精神を尊重させるよう配慮する。

- (1)児童向け番組には、児童の品性を損なったり、児童の心身に過度な影響を与えるような言葉や表現・内容がないように注意する。
- (2) 武力や暴力を表現する場合には、児童及び青少年に対する影響がないよう考慮する。
- (3) 法律で未成年者に禁じられている行為を正当化することのないようにする。
- 4. ニュース報道にあっては、事実に基づいて報道し、公正でなければならない。
- 5. 信教の自由・各宗教・宗派の立場を尊重し、公正な取り扱いに努める。
 - (1) 宗教に関する放送では、科学を否定するようなものは慎重に取り扱う。
- 6. 健全な社会の形式を損なうような立場に与せず、表現あるいは取り扱いに留意する。
 - (1) 著しく不快な感じや嫌悪感を与えるような表現や内容は避けるようにする。
 - (2)細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、視聴者、特に児童や青少年の身体への影響に十分、配慮する。
 - (3) いたずらに人心に不安・動揺を与えるような内容は排する。
 - (4)暴力行為は如何なる場合も肯定的に取り扱わず、その表現は最小限にとどめる。
 - (5)犯罪を肯定したり、犯罪者を英雄視しない。
 - (6)とばく及びこれに類するものの取り扱いについては、不当に煽るようなことはしない。
 - (7)性に関する事柄は、未成年者に配慮のうえ、いたずらに嫌悪感をもたらさないようにする。

7. 広告は真実を伝え、視聴者に利益をもたらし、健全な社会生活に役立つものを放送する。

- (1) 広告は内容・表現・取り扱いなどについて関係法令を遵守する。
- (2) 広告は視聴者に誤解を与えないもの、社会的常識を持ったものを扱う。
- (3) 広告は広告主(もしくは商品名)を明らかにし、責任の所在を明確にする。
- (4) 広告の時間総量は、媒体特性と媒体価値を十分に考慮し、各社が自主的に基準を定める。